

告 示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人光彩会 特別養護老人ホーム みちみち大宮	埼玉県さいたま市北区植竹町二 丁目六十九番地七
病院	医療生協さいたま生活協同組合 介護老人保健施設 さんとも	埼玉県所沢市大字中富千六百十 七番地